

こんなとき、手続きが必要です。

児童手当

※令和6年10月分（12月支給分）から改正

手続きが必要なとき	提出する書類
・出生や転入で新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
・出生などにより、支給対象となる児童が増えたとき	額改定請求書
・生計費を負担している児童の兄弟等（18歳になった最初の年度末経過後22歳になった最初の年度末までの子）を含めてお子さんが3人以上いる場合	監護相当・生計費の負担についての確認書 (児童の兄弟等について)
・養育している児童と別居し、別居後も引き続き養育するとき（別居している児童が転居した場合を含む）	別居監護申立書
・離婚協議中で認定になった方 ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方 ・支給要件児童の住民票がない方 ・児童の兄弟等を監護・生計費負担している方 等	現況届 (毎年6月に送付します)
・公務員になったとき ・受給者が菰野町から転出したとき ⇒改めて公務員就職先または転入先での請求が必要です。	受給事由消滅届
・児童を養育しなくなったとき ・児童福祉施設入所等（里親含む）により、支給対象となる児童がいなくなったとき。	受給事由消滅届
・銀行口座に変更があったとき (※請求者以外の名義の口座には変更できません)	変更届
・町外に住む配偶者が転居したとき ・配偶者が国外から転入したとき ・別居していた児童と同居を開始するとき	変更届

1 支給対象

日本国内に住所を有し、
高校生年代までの児童(※)を養育している方
(※18歳になった最初の年度末までの子)

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上高校生年代まで	10,000円(第3子以降は30,000円)

第3子以降の支給額は、生計費を負担している児童の兄弟等(※)を含め、お子さんが3人以上いる場合に適用されます。

(※18歳になった最初の年度末経過後22歳になった最初の年度末までの子)

児童の兄弟等がいる場合は、別途確認書の提出が必要です。

【支給額の例】

児童 (高校生年代まで)	児童の兄弟等			
☺☺☺		→加算あり	1万+1万+3万(多子加算)	=月額5万円
☺	☺☺	→加算あり	3万(多子加算)	=月額3万円
☺	☺	→加算なし	1万	=月額1万円
	☺☺☺	→支給なし		

3 支給月

原則として、隔月（偶数月）の10日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。

4 受給するための手続き

初めて手当を受ける方

（出生などにより新たに児童を養育する方や、町外から転入された方など）

●認定請求書を提出してください。

・請求者（支給対象者）は、養育している児童の生計を維持する程度が高い方（通常、所得の高い方）になります。

●請求に必要なもの

- ・請求者の**本人確認**ができるもの。
- ・請求者及び配偶者の**個人番号（マイナンバー）**が確認できるもの。
 - ◎マイナンバーカード
 - ◎通知カード（現在の住民票の記載と一致しているもの）
 - ◎個人番号が記載された住民票の写し } いずれか1点
- ・手当の支払を希望する金融機関名、支店名、普通預金の口座番号が確認できるもの。（請求者名義の口座に限ります。）
- ・対象となる**児童や配偶者と別居**している場合等は、**別途書類**が必要になります。

すでに手当を受給している方で、出生などにより対象児童が増えた方

●額改定請求書を提出してください。



児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

5 その他

（1）請求に関する注意点

- ・**公務員**の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。
- ・父母が離婚協議中等により別居している場合は、審査の上、**児童と同居している方**に優先的に支給します。
- ・提出書類に不備等があった場合、支給が遅れる場合があります。

（2）児童手当の継続について

- ・毎年6月以降に、住民票や前年の所得等を確認し、受給者が児童手当を引き続き受給する要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）があるかについて審査します。
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方など、一部の受給者は毎年6月1日における状況を確認するため、現況届を提出する必要があります。（現況届が必要な方には菰野町から案内を送付します。）
- ・現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ・児童の養育状況が変わっていない場合、**現況届の提出は原則不要**です。

（3）申し出による学校給食費等の徴収

- ・受給者からの申し出により、学校給食費や保育料等の支払に充てることが可能です。

【お問い合わせ先】

菰野町役場子ども家庭課 子ども政策係

TEL 059-391-1227

（受付時間：平日8:30～17:15）